

照明器具更新工事仕様書

1 目的

本仕様書は、乙訓環境衛生組合（以下「組合」という。）庁舎、ごみ処理施設、リサイクルプラザ、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設の各施設に設置されている照明器具において、脱炭素化の推進を目的とした、LED照明の導入を行うものである。

2 施設の概要

- | | | |
|-----|----|-------------------|
| (1) | 施設 | 庁舎 |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 |
| | 階数 | 地上4階 |
| | 設置 | 平成10年4月 |
| (2) | 施設 | ごみ処理施設 |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 |
| | 階数 | 地上5階 地下2階 |
| | 設置 | 平成7年4月 |
| (3) | 施設 | リサイクルプラザ |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 |
| | 階数 | 地上5階 地下1階 |
| | 設置 | 平成10年4月 |
| (4) | 施設 | プラスチック製容器包装圧縮梱包施設 |
| | 構造 | 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 |
| | 階数 | 地上1階 地下1階 |
| | 設置 | 平成13年4月 |

3 所在地

京都府乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方32
組合 庁舎 ごみ処理施設 リサイクルプラザ

京都府長岡京市勝竜寺下長黒1-1
組合 プラスチック製容器包装圧縮梱包施設

4 工事名称

照明器具更新工事

5 工期

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

6 工事内容

本工事の内容は次に示すとおりであるが、本仕様書に明示なき事項であっても、本工事の目的達成のために必要な機器・設備や工事の性質上当然必要と思われる作業については、記載の有無にかかわらず受注者の責任において実施すること。

- (1) 照明器具等の調達
- (2) 既設照明器具等の撤去・処分
- (3) 照明器具等の設置作業

7 適用規格

日本産業規格(JIS)、電気規格調査会標準規格(JEC)、日本電機工業会規格(JEM)、日本照明工業会規格(JLMA)、電気用品安全法(PSE)、日本電線工業会規格(JCS)等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用すること。

8 工事に伴う組合負担

工事に必要な場所、水、電力、圧縮空気は組合が負担するが、廃棄物処分については、受注者が適正に処理すること。

9 提出書類

- | | | | |
|---------------------------------------|-----|--------------|-----|
| (1) 着手届 | 1 部 | (2) 安全衛生誓約書 | 1 部 |
| (3) 現場代理人届 | 1 部 | (4) 主任技術者選任届 | 1 部 |
| (5) 作業者名簿 | 1 部 | (6) 工程表 | 1 部 |
| (7) 作業報告書(写真含) | 1 部 | (8) 完了届 | 1 部 |
| (9) 使用材料承諾書(納入仕様書) | 1 部 | | |
| (10) 照明器具設置数量内訳書 | 1 部 | | |
| (11) (1)～(9)の書類の電子データ(PDF 及び Excel 等) | 一式 | | |
| (12) その他組合が必要とする書類 | | | |

10 対象照明器具

本工事は既設照明器具を対象とし、既 LED 化済の器具(常用照明)は対象外とし、適切な照度が確保できる LED 照明器具に交換すること。

また、上記の対象照明器具以外の照明設備を交換する提案についても認めるものとするほか、付帯提案として実施する照明器具以外のその他設備の改修や交換等についても、組合と協議のうえ認めるものとする。

LED庁舎更新					
階	場所	修公図番	台	本	備考
1 階	事務室	B2	11	22	
		B2B	3	6	
2 階	事務室	B1	1	2	
		B2	13	26	
		B2B	2	4	
	管理者室	M46	6	36	
	第一会議室	B2'	8	24	
		B2	4	8	
3 階	第二会議室	B2	13	26	
		B2B	2	4	
4 階	大会議室	G	20	20	
		N42	44	88	
			2	127	266

LEDごみ処理施設更新場所					
階	場所	修公図番	台	本	備考
2 階	計量棟		1	1	
			1	1	
		D42	2	2	
4階	会議室	I42	26	52	
		I42B	4	8	
	中央制御室	J42	60	120	
		b 100	5	5	
		R21	1	1	
	ごみクレーン 操作室	J42C	9	18	
	事務室	I42	19	38	
		I42B	2	4	
			130	250	

LEDリサイクルプラザ更新場所					
階	場所	修公図番	台	本	備考
4 階	事務所	F	6	12	
		FB	2	4	バッテリー内蔵
	会議室	F	10	20	
		FB	2	4	バッテリー内蔵
	中央操作室	G	30	90	
5 階	展示ホール	H	37	111	
	自転車工房	E2	12	24	
		E2B	2	4	バッテリー内蔵
		E2小型	1	2	
	家具工房	E2	13	26	
		E2B	2	4	バッテリー内蔵
	多目的工房	E2	13	26	
		E2B	2	4	バッテリー内蔵
			132	331	

LED埋立更新(プラスチック容器包装)					
階	場所	修公図番	台	本	備考
1 階	事務室		11	22	
			3	6	
	計量室		3	6	
			1	2	
	食堂		6	12	
			2	4	
			1	1	
			27	53	

1 1 照明器具等仕様

(1) 基本事項

- ア 使用する照明器具等は、原則として同一メーカー製品とすること。
- イ 設置する照明器具等及び使用する雑材は、全て新品未使用のものとすること。
- ウ 照明器具には、必要に応じて落下防止措置を講ずること。
- エ 既設照明器具に対して同等以上の性能であること。ただし、組合からの使用用途変更等による要望がある箇所についてはこの限りではない。

(2) 交換方法

原則、照明器具ごと交換を行うこととする。ただし、交換に適した照明器具が存在しない場合は、組合と協議の上で選定すること。

(3) 使用器具

- ア 既設照明器具からの置き換えに適した寸法の器具を選定すること。
- イ 公共施設用照明器具（一般社団法人日本照明工業規格）と同等以上の性能を有する器具を原則として選定すること。ただし、適した公共施設用照明器具が存在しない場合は、組合と協議の上で選定すること。
- ウ 蛍光灯と LED ランプを取り違える可能性のない LED 照明器具とすること。
- エ 既設照明器具に付属機器及び機能がある場合は、交換する LED 器具も同様に付属機器及び機能を付けること。
- オ 一般照明器具は、原則として、電源内蔵型 LED ベースライト（光源部にて交換可能なもの）とし、電源ユニットは光源部に内蔵とする。

(4) 定格寿命

光源（LED）寿命は、全光束が初期値の 70%となるまでの総点灯時間が 40,000 時間以上の製品とすること。

(5) 光源色

光源色は昼白色を基本とし、原則として既設照明器具から大きく異なるものではないこと。既設照明器具が電球色の場合は、組合と協議の上で選定すること。

(6) JIS 照度基準及び労働安全衛生規則を満たす照度を保つこと。

- (7) 配光・輝度
既設照明器具から大きく異なるものでないこと。
- (8) 耐環境性
LED 照明器具は設置場所に適合した耐環境性を有するものであること。
- (9) 入力電圧設置場所の配電電圧に適合したものであること。なお、配電電圧の変更は行わないこと。

1 2 工事仕様

(1) 作業時間

- ア 作業時間は基本的には次のとおりであり、作業可能な詳細の期間・日程については、受注者が作成した作業スケジュールにより組合との協議の上決定する。組合の都合により変更する必要が生じた場合は、双方の協議により変更内容を決定するものとする。なお、作業時間は、平日のみとする。
- イ 停電等により事業対象施設の運営上必要な機能を停止する場合は、十分に日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

(2) 施工

- ア 照明器具は、原則、既設照明器具の位置に設置すること。
- イ 受注者は必ず類似業務経験のある者を建設業法に基づく現場代理人及び主任技術者として選任すること。現場代理人は現地作業期間中、現場に常駐すること。やむを得ず現場代理人が現場に出向できない場合は代理者を選任すること。
- ウ 電気工事士の資格を有する者が施工を行うこと。従事者の指名を通知すること。
- エ 設置前に現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。また、調査等において本仕様書との相違を発見した場合には、速やかに組合に報告し、協議すること。
- オ キュービクル及び分電盤内でのブレーカー操作、結線等の作業が必要な場合は、受注者にて事業対象施設の電気主任技術者と協議・調整を行うこと。
- カ 設置作業において発生する軽微な補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。局所的に劣化している配線は、設置の際に受注者が補修を行うこと。劣化が配線の全体に及ぶ場合は、受注者と組合の協議により対処法を決定すること。
- キ 施工場所で他の工事業者による別工事がある場合は、別工事の工事業者との調整に協力すること。
- ク LED 照明器具及び部材等の置場が必要な場合は、組合と協議すること。
- ケ 部材等の搬入・搬出経路については、施設運営管理上の支障に留意し、組合の承諾を得ること。
- コ 受注者は、以下の試験等を行うこと。
絶縁抵抗測定（施工前・施工後）
 - ① 分電盤の分岐回路ごとに施工前後の絶縁抵抗を測定し、施工によって絶縁性能の低下がないことを確認すること。
 - ② 施工を原因として絶縁不良が確認された場合、受注者の責において対応すること。
- サ 選定機種等により天井板の加工が必要となった場合には、受注者の負担で適正に施工すること。

1 3 関係法令の遵守及び安全の確保

受注者は、作業に当たり、労働安全衛生法の他、関係諸法令を遵守するとともに、作業者の安全対策を講じて事故防止に努めること。

1 4 既設照明器具の撤去、運搬、処分

- (1) 組合は、撤去した既設照明器具等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法令に従い、適正に運搬処分し、適正処分の証明としてマニフェストの写しを1部組合へ提出すること。
- (2) LED照明器具の設置により不用となる既設の配管、配線、器具及び設置中に発生した産業廃棄物は、全て撤去、運搬及び処分すること。
- (3) 既設照明器具の処分に当たっては、安定器のPCB含有の有無を確認し、ない場合は、適切に運搬及び処分すること。処分後、PCB含有の有無を含め、処分に関する報告書を提出すること。
- (4) PCB含有廃棄物の可能性のあるものを発見した場合は速やかに発注者に連絡すること。また、PCB含有廃棄物と判明した場合には、発注者が別途指定する場所へ保管することとする。

1 5 チェックリストの作成

設置の品質を確保するため、設置中の配線接続、脱落防止、仕上がり状態等の作業確認用チェックリストを作成し、LED 照明器具全般について自主検査すること。項目は受注者が提案し、設置前に組合の了承を得ること。

1 6 LED 照明器具機器台帳の作成

新たな「LED 照明器具機器台帳」を以て、本工事にて交換した LED 照明器具及び既に LED 化されている照明器具を含めて作成すること。

1 7 設置後検査

受注者による設置後自主検査を次のとおり行い、検査結果を組合へ提出すること。

- (1) 設置状態確認
各LED照明器具が正常に設置され器具の脱落の恐れがなく、天井材との隙間等がないようにすること。
- (2) 点灯状態確認
各 LED 照明器具が異状なく点灯することを確認すること。
- (3) 絶縁抵抗測定
LED照明器具の設置後に「電気設備に関する技術基準を定める省令」に基づき分電盤の分岐回路ごとに絶縁抵抗測定を行い、問題のないことを確認すること。
- (4) 照度測定
JIS照度基準、労働安全衛生規則を満たす照度であるかどうか測定すること。

1 8 仮使用

受注者は、照明器具等の設置が完了した箇所から仮使用を認め、障害が発生した場合は、受注者はその復旧をすること。

1 9 検査

工事完了後、組合職員と受注者が立会いの上、検査を受けること。

2 0 完成図

次の内容を取りまとめ完成図書として紙で1部、合わせて電子データを提出すること。

- (1) 完成図
- (2) LED 照明器具機器台帳
- (3) LED 照明器具を設置した範囲の照明配置図
- (4) 設置した LED 照明器具の姿図
- (5) 照度測定結果表
- (6) チェックリスト
- (7) 配線等の補修を行った場合は補修内容の記録
- (8) 受注者による設置後自主検査結果
- (9) 各種施工写真（施工前、施工中、施工後、使用材料・撤去品）
- (10) メーカー取扱説明書
- (11) 既設照明器具の処分報告書

2 1 支払方法

受注者は、検査完了後、組合所定手続きに従って請求するものとする。

組合は、請求書を受理した日から40日以内に請負代金を支払うものとする。

2 2 保証期間

- (1) 保証期間は、検査終了日より1年間とする。
- (2) 保証期間中に、作業内容の不備等に起因する不具合等が生じた場合は、受注者は、速やかに対処を行うこと。

2 3 その他の注意事項

- (1) 作業にあたっては、組合の指定日時に実施するとともに、作業スペース等に十分配慮し、安全を確保すること。
- (2) 現地工事については、現場を熟知し、整備に必要な工具、安全器具等については、受注者で用意すること。また、本体以外に必要と思われるものは用意すること。
- (3) 作業完了後、作業場所周辺の清掃をすること。
- (4) 組合職員の指示に従うこと。
- (5) その他業務上必要と思われることは実施すること。
- (6) 不具合箇所が判明した場合は、速やかに組合職員へ報告し指示を受けること。

2 4 疑義

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、必要に応じて協議しこれを定める。

(以 下 余 白)

